

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（教委・総務課）

一 趣旨

一人一台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十九人 ↓ 七百三十一人（十二人）

三 施行期日

令和六年四月一日